柴田安彦の市政報告

No. 538　２０１２，１２，２

発　行　蒲郡市議　柴田安彦
蒲郡市清田町沖田５８番地１　TEL/FAX ６７－６９６４
ホームページ http://yas.sub.jp
Eメール yas@xk.sub.jp　ブログ http://blog.yas.sub.jp

経済委員会に新斎場の整備について報告

実施設計随意契約は問題あり

法令の「性質が競争入札に適しない」など９項目には該当しない

21日、経済委員会に新斎場建設について経過報告がありました。現在の斎場は蒲郡市の施設ですが、建て替えにあたり一部事務組合である「蒲郡市幸田町衛生組合」が建設・管理を行うことで合意されています。

報告によれば、両市町の議員や職員など10名で構成する新斎場建設委員会による基本設計の確認を終え、3月には実施設計の発注をおこなう予定です。

新斎場は、火葬炉5基と動物火葬炉1基を備え、増設用1基のスペースを確保しています。6室の待合室を用意し、同時に3会葬者の受け入れが可能です。また、2つの待合室の可動間仕切りを外し家族葬など小規模な葬儀スペースとしての利用も可能です。

建設工事は、現行の斎場を稼働させながら行われるため、駐車場の確保など利用者への影響を最小限にする配慮が求められます。新しい斎場が稼働するのは、15年度になる予定です。

実施設計は、基本設計を請け負った㈱内藤建築事務所（本社・京都市）に随意契約（入札を行わず任意の相手と契約すること）で行うことを建設委員会が決定したと報告。その理由について、①建設委員会の協議や検討、意見を十分理解している、②今後の委員会開催や実施設計の時間短縮になる、③建築確認をする上で場所の制限を研究している、④地元委員の信頼を得ている、としました。

地方自治法は随意契約を厳しく制限しており、9つ場合に限定しています。市は、施行令の②号に該当すると説明しました。この条項は、他の物件では目的が果たせない土地の買い入れなどを想定しており、実施設計に当てはめるのは拡大解釈で、問題があります。

随意契約要件（自治法・令167-2 ②号）

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

柴田安彦の市政報告　No.538　2012,12,2

12月議会に市役所出張所廃止条例案

3市民センターも3月廃止？

課題が残る市民の利便性、一般の貸し館業務

30日、12月議会の議案書が配布され、市内3ヶ所にある市役所出張所を今年度末に廃止する計画が明らかになりました。

これらの出張所は、旧町の合併に伴い設置されたもので、戸籍や住民票の届け出、印鑑登録などの業務を行っています。廃止が計画されているのはすべての出張所で、三谷町一円を所管する東出張所、形原町・金平町・一色町を所管する形原出張所、西浦町一円を所管する西浦出張所となっています。

廃止の理由として、市は「利用者の減少」をあげています。とはいえ高齢化とバスの路線縮小など交通弱者の利便性が後退する中、利用者への配慮が求められます。

市は、戸籍や住民票、印鑑証明の発行ができる自動交付機の設置をおこなっています。ただ、戸籍や住民票などの届け出は自動機ではできず、市役所まで出かけなければなりません。

併せて市は、出張所の置かれていた東部市民センターと西部市民センター、建て替え中の蒲郡公民館に併設している中部市民センターを廃止する議案を提出しています。この結果、市民センターは竹島町にある南部市民センター一ヶ所になります。

市民センターは「市民の文化の向上及び福祉の増進を図るため」に設置されたもので、社会教育法に基づいて設置される公民館とは設置目的が異なります。

市民センターが廃止されると、料金を払って部屋を借りる貸し館業務がなくなるため、趣味での集まりや政治集会などはできなくなります。廃止の時期や妥当性には疑問が残ります。

双眼鏡

配布された12月議会の議案書に、旧原山焼却場の解体工事実施設計委託料・500万円を計上した補正予算案を見つけた。

9月議会で、ダイオキシンの残留やアスベストの有無を調査し、解体撤去を急ぐよう求めたところだ。議会での答弁は「財政状況を見ながら撤去の時期を検討する」というものだった。当分先送りなのかと思っていたが、市の素早い対応に感謝したい。

議会での論戦が実を結ぶのは、議員冥利に尽き素直にうれしいものだ。15年間も放置されてきた焼却場が一日も早く安全に撤去されることを願ってやまない。